

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業補助金 よくある質問

【県外出荷促進】

R8.05.18時点

No.	質問内容	回答	項目
1-1	物流合理化計画は申請時に必ず提出が必要ですか。	全ての申請者が提出する必要があります。 任意団体の場合、団体名でまとめて策定いただいて構いません (必ずしも構成員毎に作成する必要はありません)。 なお、県が行う物流合理化策定支援を受けて策定する場合は、当該計画書のみ交付申請の提出時期外となっても差し支えないもの とします。	交付申請について
1-2	複数法人で構成する団体の場合、物流合理化計画は各法人毎で作成が必要ですか。それとも団体でまとめる必要がありますか。	任意団体は共同出荷に取り組むための団体であるため、基本的には団体でまとめて作成いただきたいですが、構成員毎での作成でも構いません。	交付申請について
2-1	法人+個人の任意団体による申請は可能ですか。	申請は法人のみ受け付けています。 複数法人で構成する団体の場合も、構成員は個人ではなく、法人でなければいけません。	任意団体について
2-2	補助年度中に任意団体の構成員に変更があった場合、どのような手続きが必要となりますか。	新たに締結した協定書を提出ください。 また、交付申請時の出荷計画より変更がある場合、計画変更交付申請(第3号様式)を提出してください。 なお、当該任意団体は共同輸送による輸送費の低減に取り組むものとして設立する団体であることから、構成員減の変更は基本的に想定しておりません。	任意団体について
2-3	任意団体を設立するにあたり、構成員に新規設立法人を含むことは可能ですか。	新規設立法人等、補助を受けようとする前の年度に県産農林水産物の県外出荷実績がない法人を構成員に含めることはできません。 なお、補助を受けようとする年度が設立2年目にあたり、法人の決算が交付申請提出期限より後である場合は個別にご相談ください。	任意団体について

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業補助金 よくある質問

【県外出荷促進】

R8.05.18時点

No.	質問内容	回答	項目
2-4	1 法人のみで申請は可能ですか。	交付要綱第2（3）ア～エ、及び実施要領第2（1）に該当しない場合、1 法人のみではなく、共同出荷を目的とした複数の法人で構成する団体で申請していただく必要があります。	任意団体について
3-1	宅配便について、事業者に対しても対象外ですか。	宅配便は個人あて、事業者あても対象外としております。	交付の対象について
4-1	運送事業許可を受けた運送事業者かどうかについて、どのように確認できますか。	先ずは、事業者あて、内閣府沖縄総合事務局など行政機関から発行されている登録通知書を受けているか確認してください。 不明な場合は、以下にご相談ください。 ○内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 TEL：098-866-1836	算定根拠資料について
5-1	令和6年度までの補助事業では、船舶輸送へのシフトが事業目標とされていたところですが、令和7年度から変化ありますか。	共同輸送や船舶輸送へのシフトによる輸送費の低減という事業目標は変わっておりません。 輸送方法について、船舶でなくとも構いませんが、船舶比率をあげることは目標としていただきたいと考えております。 なお、船舶輸送による鮮度維持に関しては、県農業研究センターと連携して品目の特性に応じた試験を行っているところです。	事業目的について